

目次

I 法人税関係

1	大胆な設備投資促進税制の創設など	4
(1)	特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	4
(2)	物価上昇に伴う取得価額要件の見直し	4
2	賃上げ促進税制の見直し	6
(1)	中小企業向け措置	6
(2)	中堅企業・大企業向け措置	7
3	研究開発税制の見直し	9
(1)	一般の試験研究費の額に係る税額控除制度	9
(2)	中小企業技術基盤強化税制	10
(3)	戦略技術領域型	11
(4)	オープンイノベーション型	11
(5)	控除対象となる試験研究費の額	12
4	中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の見直し	13
5	地方拠点強化税制の見直し	14

II 所得税関係

1	物価上昇局面における対応	15
(1)	所得税の基礎控除の引き上げ	15
(2)	給与所得控除の最低保障額の引き上げ	16
(3)	ひとり親控除の拡充	17
(4)	その他の所要の措置	17
2	物価上昇に合わせた税制の基準額等の見直し	18
(1)	マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額の引き上げ	18
(2)	食事支給に係る所得税非課税限度額の引き上げ	19
3	NISA のつみたて投資枠の対象者の拡充（こども NISA の創設）	20
4	防衛特別所得税の創設	21
5	住宅ローン控除の見直し	21
6	セルフメディケーション税制の拡充	23
7	極めて高い水準の所得に対する課税の見直し	24

Ⅲ 資産税関係

- 1 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長 25
- 2 相続等の財産評価の適正化 26
- 3 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止 27

Ⅳ 消費税関係

- 1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し 28
 - (1) 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し 28
 - (2) インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）
の見直し 29

Ⅴ その他

- 1 固定資産税の免税点の見直し 31
- 2 ふるさと納税の健全な運営に向けた見直し 31

I 法人税関係

1 大胆な設備投資促進税制の創設など

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資促進税制の創設などが措置されます。

(1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

【改正の内容】

原則、全ての業種を対象とした特定生産性向上設備等投資促進税制が創設されます。

具体的には、産業競争力強化法の改正を前提に、経済産業大臣の確認を受けた設備投資計画に基づき、生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、建物附属設備、ソフトウェア）を取得等した場合、即時償却又は税額控除（7%。建物、建物附属設備及び構築物は4%）を適用することができます。

対象業種	原則全ての業種
対象資産	<ul style="list-style-type: none">○ 生産等に必要な設備等<ul style="list-style-type: none">・ 機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上・ 工具及び器具備品：それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上（それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）・ 建物：一の取得価額が1,000万円以上・ 建物附属設備及び構築物：それぞれ一の取得価額が120万円以上（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）・ ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上○ 投資下限額：35億円以上（中小企業者等は5億円以上）○ ROI（投資利益率）：15%以上
措置内容	即時償却又は税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%） ただし、控除上限は法人税額の20%。控除限度超過額は3年間の繰越が可能。
その他	投資計画期間中に、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制、中小企業経営強化税制（繰越税額控除を除く）は適用できない。
不適用措置	大企業については、当期の所得が前期を超えているにもかかわらず、賃上げ要件（賃上げ率1%（超大企業は2%）以上）又は国内設備投資要件（国内設備投資額が当期の減価償却費の30%（超大企業は40%）超）のいずれかを満たさない場合は、本制度（繰越税額控除を除く）は適用できません。

(2) 物価上昇に伴う取得価額要件の見直し

【制度の概要】

中小企業投資促進税制は、中小企業者等が、新品の特定の機械及び装置などを取得又は製作して指定事業の用に供した場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%。資本金3,000万円以下の中小企業者等に限り）が適用できる制度です。

中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、新品の特定経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は税額控除（7%。資本金3,000万円以下の法人は10%）が適用できる制度です。

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業者等が、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受け、認定後1年以内に事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備の取得等をして事業の用に供した場合に、取得価額の16%の特別償却が適用できる制度です。

【改正の内容】

中小企業投資促進税制における工具の取得価額要件が、「1台又は1基の取得価額が40万円以上（改正前：30万円以上）の工具の取得価額の合計額が120万円以上」に見直されました。

中小企業経営強化税制における工具及び器具備品の取得価額要件が、40万円以上（改正前：30万円以上）に見直されました。

中小企業防災・減災投資促進税制における器具備品の取得価額要件が、40万円以上（改正前：30万円以上）に見直されました。

適用時期

（1）の改正については、産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に設備投資計画の確認を受け、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

（2）の改正については、令和8年4月1日以後に取得等をする対象設備について適用されます。